

○ 国土交通省告示 第千四百六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の規定に基づき、旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりとする。

- 一 火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの
- イ 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの
- ロ 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火せん
- ハ 百グラムを超えない競技用紙雷管
- ニ 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包
- ホ 銃器に装填した実包及び空包（警察官、刑務官その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）

以下省略